

## 金融商品取引法（金商法）では、どのような規制がされているのか

### 1 業法としての金融商品取引法

- ・金融商品取引法は、金融商品取引業者を監督するための業法として、主に行為規制ルールや罰則が定められている

### 2 金融商品取引法の適用対象となる金融商品の種類

#### ①有価証券

例) 株式、国債、社債、投資信託

#### ②みなし有価証券

例) 集団投資スキーム

i) 金銭 or 金銭に類するもの出資を受け、それを元に投資・事業を行う

〔類型〕ア. 金銭拋出型集団投資スキーム

イ. 有価証券拋出型集団投資スキーム

ウ. 購入物品拋出型集団投資スキーム

⇒いわゆる預託商法が該当するが「競走用馬」のみ

ii) その投資・事業から生じる収益などを出資者に分配する

iii) 除外事由に該当しない

例) 出資者全員が出資対象事業に関与する場合は除外

#### ③商品以外のデリバティブ取引

ア. 「金融商品」が原資産

: 有価証券、預金債権、通貨、その他政令で定める資産

例) FX、株式 CFD 取引

イ. 「金融指標」が原資産

: 金融商品の価格・利率、気象観測数値、その他政令で定める指標・数値

例) 天候デリバティブ、地震デリバティブ

※いわゆる「CO2 排出権」は、原資産とされていない

⇒欧州の市場で取引のある「CO2 を排出できる権利」の価格相場を参照する CO2 排出権の CFD 取引は、金融商品取引法の規制対象外

### 3 金融商品取引業とは

(1) 金融商品取引業の登録義務

⇒無登録で営業した場合は刑事罰あり

(2) 金融商品取引業の分類（それぞれ、最低資本金額などの登録要件が異なる）

区分	取り扱える業務
第一種金融商品取引業	株式、債券、投資信託など流通性の高い有価証券取引 有価証券の市場デリバティブ取引 店頭デリバティブ取引
第二種金融商品取引業	集団投資スキームなど流通性の低い有価証券取引 有価証券以外の市場デリバティブ取引（取引所 F X 等）
投資助言・代理業	投資顧問契約に基づく助言 投資顧問契約、投資一任契約締結の代理・媒介
投資運用業	お金を預かって、投資運用（投資一任契約に基づく資産運用など）をする

(3) 有価証券の自己募集と金融商品取引業の規制

= 発行会社自らによる有価証券の販売・勧誘行為

ア. 「株式、社債」の自己募集

⇒開業規制の対象ではない = 登録不要

イ. 「集団投資スキーム」の自己募集

⇒第二種金融商品取引業の登録が必要

(4) 集団投資スキームの自己募集に関する登録制の例外

⇒適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド業務）

: 出資者が 1 人以上の適格機関投資家 (= プロ) と、適格機関投資家以外で一定の要件を充たす出資者 (プロ以外) の場合、登録制の例外として、**適格機関投資家等特例業務の届出で足りる**

・平成 27 年の金商法改正により規制が強化（平成 28 年 3 月 1 日施行）

①プロ以外の出資者の範囲を一定の法人や、ファンド業者と密接に関連する者などに限定

⇒一般個人は原則対象外。もっとも、個人であっても、投資性金融資産の合計額が 1 億円以上であり、かつ、証券口座開設後 1 年を経過している者などは、出資者の範囲に含まれる

②勧誘規制の強化（適合性原則、断定的判断の提供禁止など）

## 4 主な行為規制ルール

(1) 広告に関する規制

①広告を行う際の表示事項

例) 手数料に関する事項

例) 元本欠損や元本超過損のおそれがあるときはその旨・理由

②広告を行う際の表示方法

③誇大広告の禁止

(2) 書面交付義務

①契約締結前の書面交付義務（この際に、合わせて説明義務あり）

②契約締結時の書面交付義務

(3) 顧客に対して虚偽のことを告げる行為の禁止

・重要事項に限定されない

(4) 断定的判断の提供の禁止

(5) 無登録格付業者の格付利用に関する説明義務

(6) 政令指定商品の不招請勧誘の禁止

: 契約締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて勧誘する行為の禁止

⇒店頭金融オプション取引、店頭株式CFDなどの不招請勧誘が禁止

(7) 政令指定商品の勧誘受諾意思を確認しないでする勧誘の禁止

(8) 政令指定商品の再勧誘の禁止

(9) 特別の利益の提供等の禁止

(10) 契約締結・解約の際の偽計・暴行・脅迫行為の禁止

(11) 迷惑時間勧誘の禁止

(12) 損失補てんの禁止

・事故確認制度：内閣総理大臣による事故確認を受ければ、損害を賠償できる

・事故確認が不要な場合

①確定判決、裁判上の和解、民事調停

②金融商品取引業協会、認定投資者保護団体のおっせんによる和解

③弁護士会仲裁センターのおっせんによる和解、仲裁

④消費者センター、国民生活センターのおっせんによる和解

⑤弁護士の顧客代理による 1000 万円以下の和解

⑥司法書士の顧客代理による 140 万円以下の和解 など

(13) 適合性の原則

: 顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってはならない

- ・ 適合性原則違反があった場合、金融商品取引法に基づく行政処分  
⇒金融商品取引法上、損害賠償請求などの民事ルールではない  
※もっとも、最高裁判所によれば、適合性原則違反は、民法の不法行為に基づく損害賠償請求の根拠となるとされている

(14) 無登録業者による表示・勧誘行為の禁止

- ・ 早期の取締を可能とする
- ・ 違反すれば、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金

## 5 無登録業者による未公開有価証券の売付け等の原則無効

〔要件〕

①未公開有価証券

⇒社債、株式、新株予約権、その他政令で定めるもの  
ただし、上場有価証券やグリーンシート銘柄などは除く

②無登録業者

※本来は、債券や株式などを販売するには第一種金融商品取引業の登録が必要

③売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いなど

## 6 クーリングオフ

(1) 民事ルールとしてのクーリングオフ

: 政令指定の取引について、契約締結時書面を受領した日から起算して政令で定める期間が経過するまでは、クーリングオフをすることができる

⇒2019年12月段階で、クーリングオフできるのは投資顧問契約のみで、  
クーリングオフ期間は10日間（施行令16条の3）

(2) クーリングオフまでにかかった手数料などは、業者が請求できる

〔ポイント〕

金融商品取引法は、基本的には行政処分につながる業法ですが、適合性原則違反などが認められる場合は、民法の規定を使うことで、損害賠償請求の根拠にすることができます